

## 令和3年度「いわて環境塾」運営等業務

### 企画提案審査要領

令 和 3 年 3 月  
岩 手 県

この「企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度「いわて環境塾」運営等業務（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、下記③に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位=5点、2位=3点、3位=1点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。

- (3) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

この場合の評価は、上記（2）に定める方法ではなく、審査項目ごとに採点を行う方法とし、委員の評点の合計点の平均点が60点以上の点数を得た場合に受託候補者として選定するものとする。

- (4) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

### 3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点
1 全般（トータルコンセプト）		【15】
企画提案の内容全体について	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の趣旨・目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であること。</li><li>・県民理解が一層図られる企画提案であること。</li></ul>	15
2 企画・構成		【55】
① 全体的な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県の現状や課題を反映した内容であること。</li><li>・より多くの県民が関心を持てるよう工夫してあること。</li></ul>	15
② 講座内容について	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務仕様書に規定する内容を反映していること。</li></ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"><li>・座学について、講義テーマ等が、県の環境施策を踏まえた適切なものとなっていること。</li></ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設見学等について、選定箇所等が、県の環境施策を踏まえた適切なものとなっていること。</li></ul>	10
③ 広報について	<ul style="list-style-type: none"><li>・より多くの県民が参加するよう効果的な広報内容となっていること。</li></ul>	10
3 業務遂行能力関係		【30】
①業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案内容を確実に履行できる組織体制であること。</li></ul>	10
②スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施スケジュールが妥当であること。</li></ul>	10
③積算内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・積算内訳や単価等が妥当であること。</li><li>・業務内容と整合性が図られていること。</li></ul>	10
合計		100